

公益財団法人よこはま学校食育財団

学校給食用物資納入業者制裁処置規程細則

制 定 平成13年1月1日

最近改正 2024年4月1日

(目的)

第1条 公益財団法人よこはま学校食育財団学校給食用物資納入業者制裁処置規程(以下「制裁処置規程」という。)第11条に基づき、この細則を定める。

(定義)

第2条 この細則で使用する用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「本財団」は、公益財団法人よこはま学校食育財団
- (2) 「制裁処置規程」は、学校給食用物資納入業者制裁処置規程
- (3) 「給食物資」は、学校給食用物資
- (4) 「不良品等」は、制裁処置規程第2条第1項各号に掲げるもの
- (5) 「事故等」は、制裁処置規程第2条第2項各号に掲げるもの
- (6) 「納入業者」は、学校給食用物資納入業者
- (7) 「製造者」は、給食物資の製造業者または製造工場

(交換の原則)

第3条 給食物資に不良品等が発生した場合は、規格適合品とただちに交換することを原則とする。

2 交換により、献立内容や可食量に影響が生じない場合は、不良品等として取り扱わないものとする。ただし、不良の程度が著しいときや、交換が頻繁にあり調理作業等に著しく支障があるときは、交換前の給食物資を不良品等として扱う場合がある。

(不良品等の報告)

第4条 学校給食実施校は、「学校給食用物資不良品等報告書」(第1号様式)により、不良品等の内容を事務局長に報告する。

(調査結果の通知)

第5条 前条の報告書に基づき本財団が不良品等の内容を調査し、当該校に調査結果及び処理内容を通知するときは、「学校給食用物資不良品等処理通知書」(第2号様式)により通知するものとする。

(不良品等発生時の対応)

第6条 不良品等発生時の本財団の対応は次のとおりとする。

- (1) 原則として当該給食物資の納入及び使用をただちに中止し、規格に適合する代替品との交換を納入業者に指示する。ただし、不良品等の内容により納入業者及び製造者の変更が適当と判断される場合は、他の納入業者及び他の製造者が取り扱う同等の物資を代替品として納入させる。
- (2) 前号において代替品の確保が困難な場合は、当該給食物資の納入業者または製造者による再検査等で安全が確認されたときに限り納入及び使用を認める。ただし、不良

品等の内容が悪質、重過失または著しく社会的影響の大きい場合を除く。

- (3) 給食物資の使用後に不良品等であったことが判明した場合は、値引措置をとることができる。値引率は不良品等の内容に応じて本財団が納入業者と協議のうえ同意を得て決定する。ただし、値引きについて同意が得られない場合、物資供給契約約款に基づく違約金として徴収する。
- (4) 不良品等の原因となる製造者について、一定期間の納品停止を納入業者に対し勧告することができる。納品停止期間中の代替品は、本財団と協議のうえ、原則として納入業者の責任において用意する。
- (5) 不良品等の発生による制裁処置や原因調査、再発防止対策などが終了するまでの間は、物資選定委員会における同一業者の同様物資について非選定の理由にすることができる。

(制裁諮問)

第7条 理事長は別表第1から3-(3)までに掲げる処置案件の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより制裁処置判定委員会に諮問を行う。ただし、別にとられた処置等がある場合は、処置要件及び処置内容を考慮して諮問することができる。

(制裁処置の通知)

第8条 不良品・事故等について制裁処置規程第6条の制裁処置を行うときは、学校給食用物資不良品・事故等制裁処置通知書」(第3号様式)により、納入業者に通知する。

(制裁処置の公表)

第9条 決定した納入業者登録抹消、入札参加資格一時停止処置及び納品停止勧告については、納入業者等の商号又は名称、本社所在地、期間及び処置理由を本財団ホームページに掲載することにより公表するものとする。

- (1) 入札参加一時停止処置の公表期間は、当該停止処置の終了日までとする。
- (2) 納入業者登録抹消処置の公表期間は、当該抹消処置の日から1年間とする。
- (3) 納品停止勧告の公表期間は、当該停止期間の終了日までとする。

(制裁処置に関する資料提供)

第10条 特に反社会性の高い事件に基づいて決定した制裁処置については、報道機関に資料提供することができる。

(適用する制裁処置及び制裁処置の加重・軽減・免除の決定)

第11条 制裁処置の決定(入札参加一時停止の期間及び納品停止勧告の決定を含む。)及び制裁処置の加重・軽減・免除は、不良品・事故等の内容、不良品・事故等発生回数等により、理事長が決定する。

附 則

この細則は平成13年1月1日から施行する。

附 則

この細則は平成25年1月1日から施行する。

附 則

この細則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は 2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は 2024 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この細則の施行前において発生した事案で、施行後に改正前の様式を使用したものは、改正後の規定によるものとみなす。

別表第 1 納入業者登録抹消（第 7 条）

| 処置要件 | 処置内容 |
|--|----------------------------------|
| 1 故意に事故等を起こした場合（過失ではなく意図的に行ったもの） 2 事件性がある場合 | 納入業者登録抹消（その納入業者による登録工場も同時に抹消される） |

別表第 2 入札参加資格一時停止（第 7 条）

| 処置要件 | 処置内容 |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 1 健康被害が発生した場合 2 重大な過失があった場合 | 入札参加資格一時停止 1 か月以上 6 か月以内 |

別表第3－(1) 文書嚴重注意及び値引措置 (第7条)

| 処置要件 | 処置内容 |
|---|----------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 使用後に判明した場合で健康被害の恐れがあった場合 (硬質異物、アレルギー物質混入等) 2 健康被害の恐れがある場合で、同じ内容の不良品を1年以内に繰り返し発生させている場合 3 検査等により法令違反があった場合 4 不誠実な対応があった場合 | <p>文書嚴重注意及び不良品に対する値引措置</p> |

別表第3－(2) 文書嚴重注意及び不良品等の原因となった製造者に対する納品停止勧告 (第7条)

| 処置要件 | 処置内容 |
|---|--------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 健康被害の恐れがある場合で、同一の製造者が1年以内に繰り返し発生させている場合 2 健康被害の恐れが継続している場合 3 不誠実な対応があった場合 | <p>文書嚴重注意及びその製造者に対する納品停止勧告</p> |

別表第3－(3) 文書嚴重注意 (第7条)

| 処置要件 | 処置内容 |
|--|---------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 別表第3－(1)及び(2)に該当しないが、円滑な学校給食運営に著しく支障を及ぼした場合等で制裁措置が必要と思慮される場合 | <p>文書嚴重注意</p> |

学校給食用物資不良品等報告書

年 月 日

公益財団法人 よこはま学校食育財団事務局長

区 ブロック 学校コード

電 話

横浜市立

学校

校長名

学校給食用物資に次のとおり不良品の納入がありましたので報告します。

| 品 名 | 発注量 | 不良品数量 |
|-------------|--|---------------|
| 発生発見日時 | 年 月 日 () 時 | 発見場所 |
| 入荷検収日時 | 年 月 日 () 時 | 検収者 |
| 賞味期限 | 年 月 日 | ロット番号・記号 |
| 包装形態 | 内容量 () | 包装の異常 有 ・ 無 |
| 発見時及び不良品の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不良品の状況 異物混入 異物付着 腐敗・変敗 異味異臭 形状不良 その他 () (異物混入の場合、発見現場に異物と類似の物が ある ・ ない) ・ 納入後の保管 (検収室または前室・下処理室・食品倉庫・冷蔵庫・冷凍庫) ・ 物資の状況 (未開封 ・ 開 封) ・ 発見時の状況 (検収中 ・ 調理中 ・ 配膳中 ・ 食事中) <p>【詳細な状況】</p> | |
| 窓口業者 | | |
| 製造者 | | |
| 学校での対応 | | |
| 現物等の扱い | 業者回収 | 福祉保健センター回収 |
| 報告調査等 | 報告扱い | 業者指導依頼 原因調査依頼 |
| 備 考 | | |

(記入者 職名 氏名)

*本報告書を送付される前に、電話にてご一報いただきますようお願いいたします。

*不良品は必ず全量を保管し、業者が確認及び回収等ができるようにしてください。

処分されてしまった場合は、原則として交換及び代金の精算はできません。

*備考欄はよこはま学校食育財団への連絡事項等を記入してください。

学校給食用物資不良品等処理通知書

年 月 日

横浜市立 _____ 小学校長

公益財団法人 よこはま学校食育財団
事務局長

年 月 日に発生した、学校給食用物資不良品等の調査結果及び処置について、次のとおりお知らせいたします。

| | |
|-----------|--|
| 品 名 | |
| 発生・発見 月 日 | |
| 不良品等の状況 | |
| 窓口業者 | |
| 製造業者 | |
| 処置内容 | |
| 備 考 | |

学校給食用物資不良品等制裁処置通知書

年 月 日

納入業者（製造者）代表者名 様

公益財団法人 よこはま学校食育財団
理 事 長 名

年 月 日に発生した学校給食用物資の不良品等について、次のとおり処置を決定しましたので通知します。

| | |
|------------------|---|
| 品 名 | |
| 発生・発見の 日時、場所等 | |
| 不良品等の状況 及び内容 | |
| 適用する制裁処置 | <input type="checkbox"/> 納入業者登録抹消 ____年____月____日抹消 <input type="checkbox"/> 入札参加資格一時停止 ____年____月____日から ____年____月____日まで 該当する物資種目 _____ <input type="checkbox"/> 文書厳重注意 |
| 備 考 | |